

令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要です。**

※希望しない場合等は、6月19日までに、届出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。（特例給付の支給を受けている方を除く）

※特例給付の支給を受けている方とは、平成30年中（平成30年1月～12月分）の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人あたり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

●児童手当の所得制限限度額

扶養親族の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月末に支給ができるよう準備を進めています。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

6. 支給を希望しない場合の手続方法は？

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」をダウンロードしていただき、記入日、届出者住所、届出者氏名、届出者連絡先を記入の上、本人確認書類を添付し、直接持参または郵送により、子ども未来課まで提出してください。※6月19日（金）必着

7. 公務員の手続方法は？

公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、所属庁から配布される「子育て世帯への臨時特別給付金申請書」を子ども未来課へ提出してください。提出後、随時支払いを行います。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、小浜市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますのでご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給します。

お問い合わせは



小浜市役所 民生部 子ども未来課
〒917-8585 小浜市大手町6番3号
電話：0770（64）6013

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに小浜市から確認などの問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに小浜市の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。